

## 関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 財務省令で定めるとされている特定保税運送を行える保税地域における外国貨物の管理方法について規定することとする。(関税法施行規則第7条の2の新設)
- 2 特定保税運送者の承認及び認定通関業者の認定の申請事項について、財務省令で定めるとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第7条の3及び第9条の5の新設)
- 3 特定保税運送者の承認及び認定通関業者の認定を受けようとする者が、関税法その他の法令を遵守するための事項として財務省令で定めるとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第7条の4及び第9条の7の新設)
- 4 保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出書の記載事項について、財務省令で定めるとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第7条の5の新設)
- 5 認定通関業者の認定要件の一つである輸出及び輸入に関する業務の基準について、財務省令で定めるとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第9条の6の新設)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、平成20年4月1日から施行することとする。